

中学 実力練成テキスト

社会

新訂版

公民

裁判所、三権分立や司法権と裁判所等の問題集
中学社会 | 中学実力練成テキスト

6 裁判所、三権分立

1 裁判所

(1) 司法権と裁判所

- ① 司法権…法に基づいて紛争を解決する権限。
- ② 裁判所のはたらき…裁判所は司法権を持つ。人々の間で利益や権利の対立があると、法に基づいて解決し、人権を守る。
- ③ 司法権の独立…裁判を公正に行うため、裁判所は国の他の機関から干渉されない。また、裁判官は良心に従い、独立してその職権を行い、憲法・法律のみに拘束される。
- ④ 裁判所の種類…最高裁判所と下級裁判所があり、下級裁判所には高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の4種類がある。
- ⑤ 国民審査…最高裁判所の裁判官として適任かどうかを参政権の1つ、任命後とその後10年を経て行われる衆議院議員総選挙ごと国民が判断する。過半数の人が不適任とした場合、裁判官は罷免される。

(2) 裁判のしくみ

- ① 三審制…裁判を公正・慎重に行うため、原則として一つの事件で3回まで裁判を受けられる制度。通常、第一審の判決に不服があり第二審を求めることを控訴、第二審の判決に不服があり第三審を求めることを上告という。
- ② 再審…判決確定後でも、裁判に重大な誤りがあると疑われる場合には、裁判のやり直し（再審）を請求できる。
- ③ 裁判員制度…国民が裁判員として裁判官とともに裁判に参加する制度。地方裁判所での重大な刑事裁判の第一審で適用される。裁判に国民の視点や感覚が反映されることが期待されている。2009年より実施された。

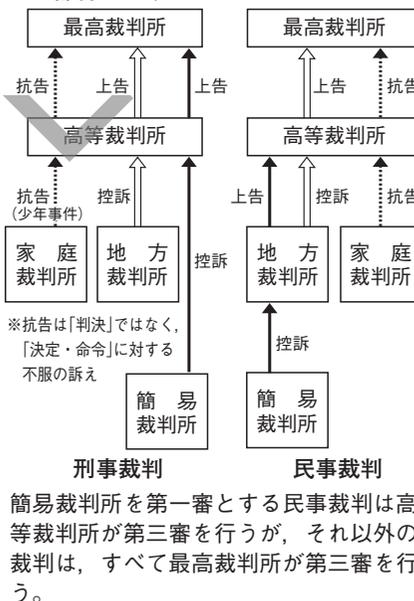
(3) 裁判の種類

- ① 民事裁判…私人間の権利の争いを裁く裁判。訴えた側を原告、訴えられた側を被告という。どちらも弁護士などを代理人とすることができる。裁判官は両者の主張を聞いて、権利の有無などについて判決を下す。当事者間での和解や調停などの形で解決し、判決を下さないこともある。
 - 行政裁判…民事裁判の一つで行政機関と私人で争われる裁判。民事裁判と同じ手続きで行われる。
- ② 刑事裁判…罪を犯した疑いのある者について、有罪・無罪を判断し、有罪の場合には刑罰を決める裁判。犯罪が起ると、警察などが捜査し、被疑者（罪を犯したと疑われる者）を必要に応じて逮捕する。被疑者の容疑が明らかになると、

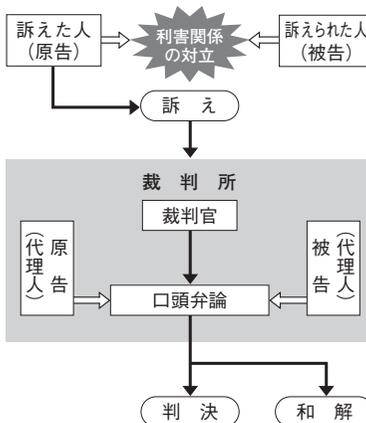
■裁判所の種類と所在地

最高裁判所		東京
下級裁判所	高等裁判所	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の8か所
	地方裁判所 家庭裁判所	都府県に1か所、北海道に4か所（全国50か所）
	簡易裁判所	全国438か所

■三審制のしくみ



■民事裁判のしくみ



検察官が被疑者を裁判所に訴える。これを起訴刑事裁判は検察官の起訴で始まるといい、起訴された被疑者は被告人となる。不起訴の場合、不起訴が適正かどうかを審査する検察審査会がある。

③ 裁判と人権…刑事裁判においては、被疑者・被告人の人権への十分な配慮が必要である。

●被疑者・被告人の権利…逮捕（現行犯を除く）・捜索そうさくには裁判官の発する令状が必要。拷問の禁止。黙秘権の保障。有罪判決を受けるまで無罪と推定される。弁護人を依頼する権利。裁判の公開の原則。自白だけでは有罪とならない。

(4) 違憲審査権（違憲立法審査権）…法律や国の行為が憲法に違反していないかを裁判所が審査する権限→最終決定権を持つ最高裁判所は「憲法の番人」とよばれる。

(5) 裁判をめぐる課題

① さまざまな課題

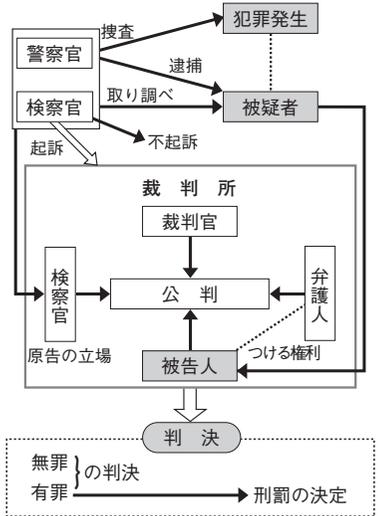
●少ない裁判利用…日本では、費用と時間がかかり、身近に弁護士がないので、裁判を利用しづらいといわれる。

●えん罪…無実の人が有罪となること。強引な捜査や自白の有罪判決を受け、再審によって無罪となった例は少ない。強要はえん罪の原因となる。取り調べを録音・録画する、取り調べの可視化を一部の事件で義務化。

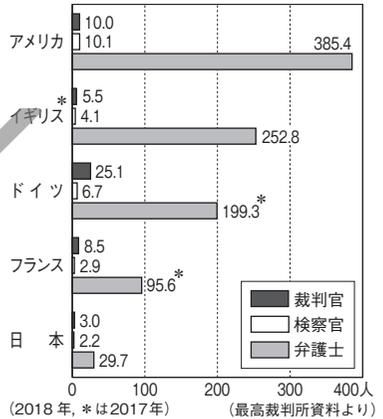
●法曹ほうそう（資格を持つ法律の専門家）の人員不足…欧米に比べ、裁判官・検察官・弁護士の数が少ない→司法試験のあり方を改め、増員をめざしている→法科大学院の設置。

② 司法制度改革…裁判を国民にとってより身近にし、国民が裁判を利用しやすいようにする→裁判の迅速化、裁判官・検察官の増員、法テラスの設置、裁判員制度の導入、犯罪の被害者が刑事裁判に参加する被害者参加制度の導入など。

■刑事裁判のしくみ



■主な国の人口10万人あたりの法曹人口



日本の人口10万人当たりの法曹人口は諸外国に比べ、少ない。

2 三権分立（権力分立）

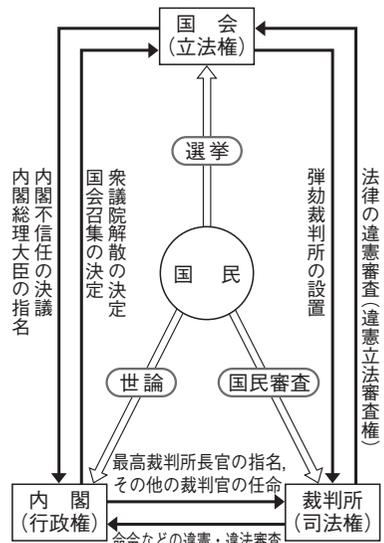
(1) 三権分立のしくみ…権力が1つの機関に集中すると、権力の濫用らんようが起る→国の権力を立法権・行政権・司法権の3つに分け、それぞれ別の機関に担当させ、たがいに抑制し合い、均衡を保つことによって権力の行きすぎを防ぐ制度。18世紀にモンテスキューが「法のスリット」で提唱した。

(2) 日本の三権分立…立法権を国会に、行政権を内閣に、司法権を裁判所に分担させる。

① 立法権と行政権…議院内閣制を採用し、衆議院の内閣不信任決議と内閣による衆議院の解散で均衡がはかられている。

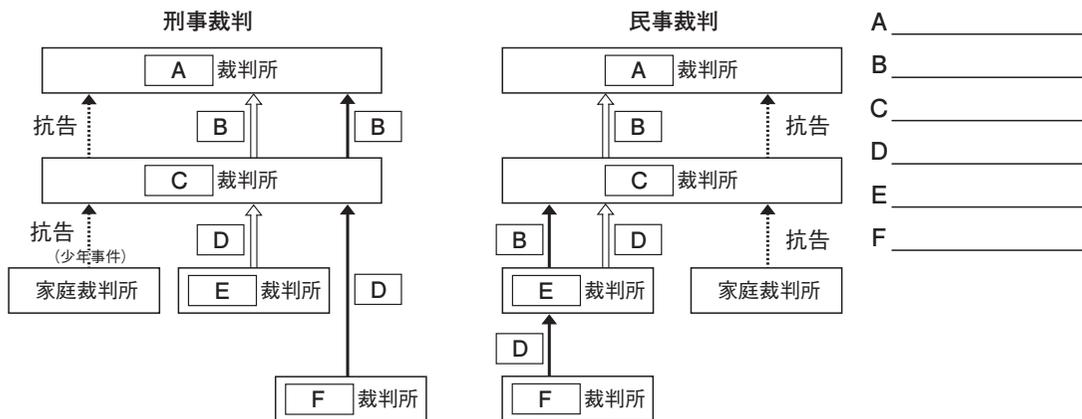
② 立法権・行政権と司法権…裁判所は、内閣による最高裁判所長官の指名とその他の裁判官の任命、国会による弾劾裁判所の設置という統制を受けるが、内閣と国会に対して行政処分や立法に対する違憲審査権を持つ。

■三権の抑制と均衡の関係



基本問題

1 〈三審制のしくみ〉 次の [] にあてはまる語句を答えなさい。



2 〈重要語句の確認〉 次の問いに答えなさい。

- ☑(1) 法に基づいて紛争を解決する権限を何というか。 (1) _____
- ☑(2) 裁判を公正に行うため、裁判所は国の他の機関から干渉されず、裁判官は良心に従い、憲法と法律のみに拘束される。これを何というか。 (2) _____
- ☑(3) 裁判所の種類を2つに分けると、最高裁判所と何裁判所か。 (3) _____
- ☑(4) 最高裁判所の裁判官を国民が適任か不適任かを審査するために行われる投票を何というか。 (4) _____
- ☑(5) 裁判は原則3回まで受けることができる。この制度を何というか。 (5) _____
- ☑(6) (5)で、第一審の判決に不服があり第二審を求めることを何というか。 (6) _____
- ☑(7) 判決が確定したあとでも、裁判に重大な誤りがあると疑われる場合に行われる、裁判のやり直しを何というか。 (7) _____
- ☑(8) くじで選ばれた国民が地方裁判所での重大な刑事裁判の第一審に参加する制度を何というか。 (8) _____
- ☑(9) 私人間の権利の争いを裁く裁判を何というか。 (9) _____
- ☑(10) (9)の裁判において、裁判所に訴えた人を何というか。 (10) _____
- ☑(11) (9)の裁判において、裁判所に訴えられた人を何というか。 (11) _____
- ☑(12) 罪を犯した疑いのある者について、有罪・無罪を判断し、有罪の場合、刑罰をいわず裁判を何というか。 (12) _____
- ☑(13) (12)の裁判で、罪を犯した疑いのある者を、裁判所に起訴するのはだれか。 (13) _____
- ☑(14) (12)の裁判で、裁判所に起訴された者を何というか。 (14) _____
- ☑(15) (13)が事件を不起訴とした場合、不起訴が適正かどうかを審査する機関を何というか。 (15) _____
- ☑(16) 裁判所は、法律や国の行為が憲法に違反していないかを審査する権限を持つ。この権限を何というか。 (16) _____
- ☑(17) 無実の人が有罪となることを何というか。 (17) _____
- ☑(18) 内閣の指名に基づいて、天皇が任命するのはだれか。 (18) _____

3 (裁判所) 次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。

裁判を行う権力を司法権という。裁判には、**a**間の争いを裁く民事裁判と、罪を犯した疑いのある人が有罪か無罪かを判断し、有罪の場合は刑罰を決める**b**刑事裁判がある。いずれも、第一審の判決が不服であれば第二審を、**c**第二審の判決が不服であれば第三審を求めることができ、**d**第三審まで受けることができる。これを**e**制といい、裁判を公正・慎重しんちゆうに行い、人権を守るための制度である。

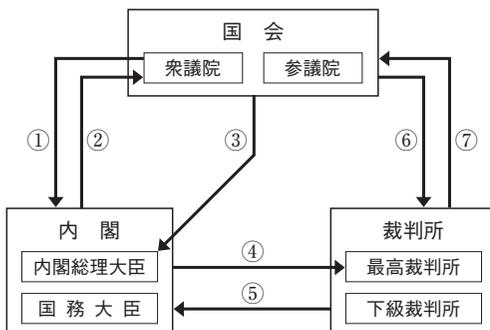
また、近年は、裁判を一般の人に身近なものにするため、**f**司法制度改革が進められている。

- ☑(1) a, e にあてはまる語句を答えなさい。 (1) a _____
- ☑(2) 下線部 b について述べた次の文中の ①～⑤ にあてはまる語句を、 e _____
下からそれぞれ選びなさい。 (2) ① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
- 「刑事裁判においては、被疑者・被告人の人権への配慮が必要である。そのために、捜索・逮捕には ① が発する令状が必要である。また、自己に不利益な証言を強要されない ② 権が認められること、 ③ の法廷で裁判を行うこと、裁判では ④ をつける権利があること、 ⑤ だけでは有罪にならないことなどが憲法に定められている。」
- ア 裁判官 イ 検察官 ウ 弁護士 エ 被告人 オ 公開
カ 証言 キ 自白 ク 黙秘
- ☑(3) 下線部 c について、このように第三審を求めることを何とというか。 (3) _____
- ☑(4) 下線部 d について、刑事裁判においては、第三審が行われるのは何裁判所か。 (4) _____
- ☑(5) 下線部 f の一つとして、裁判員制度が2009年に始まった。裁判員制度は (5) _____
民事裁判、刑事裁判のどちらで行われるか。

4 (三権分立) 次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。

現代のほとんどの国では、権力の集中を避けるため、権力を、法律をつくる a 権、実際に政治を行う b 権、裁判を行う c 権の3つに分け、それぞれ別の機関に分担させるしくみがとられている。

- ☑(1) a ~ c にあてはまる語句を答えなさい。 (1) a _____
- ☑(2) 次の図は、日本における上の文のしくみを示している。図中の①～⑦にあてはまる語句を、右からそれぞれ選びなさい。 b _____
c _____



- ア 指名 (2) ① _____
イ 不信任の決議 ② _____
ウ 命令などの違憲・違法審査 ③ _____
エ 長官の指名 ④ _____
オ 弾劾裁判所の設置 ⑤ _____
カ 解散の決定 ⑥ _____
キ 法律の違憲審査 ⑦ _____

標準問題

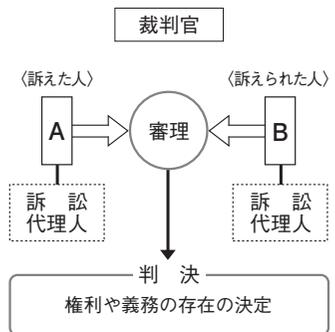
1 〈裁判のしくみ〉 次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。

裁判所には、**a 最高裁判所**と**b 下級裁判所**とがある。裁判は原則として3回まで受けることができる。第一審の判決に不服のときは、**c より上級の裁判所に第二審を求め**ことができ、その判決に不服のときは、さらに上級の裁判所に第三審を求めることができる。

裁判には、**d 民事裁判**と**e 刑事裁判**とがあり、それぞれの裁判の手続きにはいくつかのちがいがあある。さらに、行政機関の行為が違法であると思われた場合には、行政機関を相手どって裁判所に訴えることができる。このような裁判を□□というが、民事裁判の一つである。

- (1) □□にあてはまる語句を答えなさい。 []
- (2) 下線部 a の裁判官は、任命後と、その後10年を経て行われる□□のときごとの国民審査によって、裁判官として適任かどうかを国民に審査される。□□にあてはまる語句を答えなさい。 []
- (3) 下線部 b のうち、次の裁判所を何というか。
 - ① 全国438か所に設置され、裁判は裁判官1人で行う。主に訴訟^{そしやう}価額が140万円以下の民事事件や罰金刑以下の刑事事件を扱う。 []
 - ② 各都府県庁所在地のほかには北海道に4か所の計50か所が設置されている。家庭に関する事件や、少年の保護事件に関する審判を行う。 []
- (4) 下線部 c について、次の問いに答えなさい。
 - ① このように第二審を求め何を何というか。 []
 - ② 裁判は一つの事件で原則として3回まで受けられる。その理由を簡単に答えなさい。 []

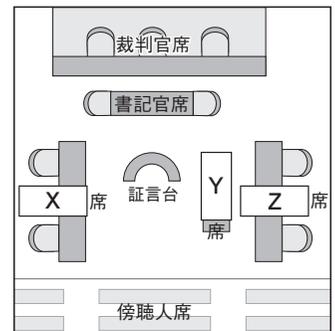
(5) 右の図は、下線部 d のしくみを表している。図中の A、B にあてはまる語句を答えなさい。



A [] B []

(6) 下線部 e の裁判の事例について述べた次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。ただし、文中の□□X～Zと右下の図中の□□X～Zには、同じ語句があてはまる。

Pは自動車事故を起こし、Qを負傷させた。警察官が事故の状況を取り調べたのち、Pは□Xによって裁判所に起訴されて□Yとなった。右の図のような法廷では□Zが□Yの主張を代弁し、□Yの権利を守る。裁判の結果、Pに重大な過失があったことが明らかになり、()の判決が出された。

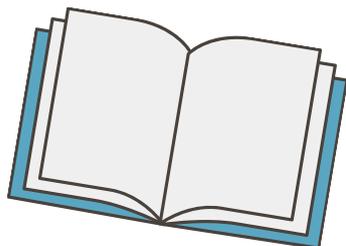


- ① □□X～Zにあてはまる語句を答えなさい。
 - X [] Y []
 - Z []
- ② ()にあてはまる語句を漢字2字で答えなさい。 []

紙面サンプルはここまでです。
弊社教材サンプルをご覧ください
ありがとうございます。

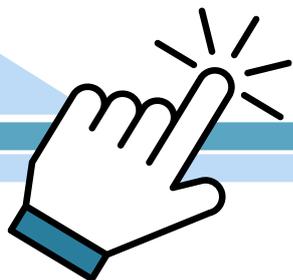
塾・学校の先生限定サイト

Bunri Teachers' Site へのご登録で、
全ページ版をご覧ください。



登録無料で、他にも便利な機能がたくさん！
ぜひお役立て下さい。

Bunri Teachers' Site
会員登録はこちら



※ご登録には弊社発行の招待コードが必要です。

教材サポート

単元テスト、指導用資料、
学習サポートアイテムなど
指導をサポートするコンテンツ



最新の教育情報

社会時事問題、高校入試分析、
教科書採択情報など最新の
教育に関する情報をお届け



各種教材やテストの お問い合わせ・お申込み

生徒さま一人一人に合った教材・
テスト・デジタルコンテンツを
ご提案



※Bunri Teachers' Siteは、塾・学校の先生方のための情報サイトです。

ユーザー登録していただくことで、会員限定の詳細情報をご覧ください。
本サイトは一般の方のご利用をお断りしております。予めご了承ください。

お問い合わせフォーム



招待コード発行や教材の内容・ご購入方法等
お気軽にお問い合わせ下さい。